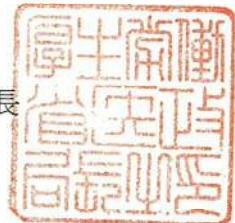


医政発 0308 第 5 号  
令和 3 年 3 月 8 日

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会会长 殿

厚生労働省医政局長



臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号及び第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める検体検査、生理学的検査、採血及び検体採取に関する科目の告示について（通知）

標記について、別添のとおり各都道府県知事宛て通知しましたので、その内容について御了知いただきますようお願ひいたします。



及び検体採取に関する科目で厚生労働大臣の指定するものを修めたもの  
(一部改正令による改正後の令第18条第3号)

- 大学において、検体検査、生理学的検査、採血及び検体採取に関する科目で厚生労働大臣の指定するものを修めて卒業した者(一部改正令による改正後の令第18条第4号)

これに伴い、一部改正令による改正後の令第18条第3号及び第4号に規定する厚生労働大臣の指定する科目を定めるため、本告示を制定した(※)。

※ 本告示の制定に伴い、臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号ニの規定に基づき厚生労働大臣が定める科目(昭和62年厚生省告示第21号)及び臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める生理学的検査並びに採血及び検体採取に関する科目(昭和62年厚生省告示第22号)は廃止することとした。

## 2、改正の概要

一部改正令による改正後の令第18条第3号及び第4号の規定に基づき、検体検査、生理学的検査、採血及び検体採取に関する科目で厚生労働大臣の指定するものとして、それぞれ以下の14科目を定めることとした。

### (第3号に基づき定める科目)

- 病態学(薬理学及び病態薬理学を除く。)
- 公衆衛生学
- 医用工学概論
- 血液検査学
- 病理検査学
- 尿・糞便等一般検査学
- 生化学検査学
- 免疫検査学
- 遺伝子関連・染色体検査学
- 輸血・移植検査学
- 微生物検査学
- 生理検査学
- 臨床検査総合管理学
- 医療安全管理学

### (第4号に基づき定める科目)

- 病態学
- 公衆衛生学
- 医用工学概論
- 血液検査学
- 病理検査学
- 尿・糞便等一般検査学
- 生化学検査学
- 免疫検査学
- 遺伝子関連・染色体検査学
- 輸血・移植検査学
- 微生物検査学
- 生理検査学
- 臨床検査総合管理学
- 医療安全管理学

その他所要の経過措置を設けた。

## 3、適用期日

令和4年4月1日

以上

## ○厚生労働省告示第四十九号

臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号）第十八条第三号及び第四号の規定に基づき、検体検査、生理学的検査、採血及び検体採取に関する科目を次のように定め、令和四年四月一日から適用し、臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号ニの規定に基づき厚生労働大臣が定める科目（昭和六十二年厚生省告示第二十一号。以下「旧告示第二十一号」という。

）及び臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める生理学的検査並びに採血及び検体採取に関する科目（昭和六十二年厚生省告示第二十二号。以下「旧告示第二十二号」という。）は、令和四年三月三十一日限り廃止する。ただし、臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第三百六十六号）附則第二項の規定に基づき臨床検査技師国家試験を受けることができる者については、旧告示第二十一号及び旧告示第二十二号の規定はなおその効力を有する。

令和三年二月二十四日

厚生労働大臣 田村 憲久

臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号及び第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める検体検査、生理学的検査、採血及び検体採取に関する科目

第一条 臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号。以下「令」という

第二条 令第十八条第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める検体検査、生理学的検査、採血及び検体採取に関する科目は、次のとおりとする。

- 一 病態学
- 二 公衆衛生学
- 三 医用工学概論
- 四 血液検査学
- 五 病理検査学
- 六 尿・糞便等一般検査学
- 七 生化学検査学
- 八 免疫検査学
- 九 遺伝子関連・染色体検査学
- 十 輸血・移植検査学
- 十一 微生物検査学
- 十二 生理検査学
- 十三 臨床検査総合管理学
- 十四 医療安全管理学